



四街道市浄水場

### 再質問

四街道市では、昭和49年より地下水採取の規制区域に指定され、新規の井戸については、環境保全条例による「その地下水に代えて、他の水源を確保する事が著しく困難であるときに限り、許可する事ができる」との規定に基づき、それまでのみなし井戸の10本に加え、急速な人口増に伴う水需要の増加を理由とした、11本の暫定井戸が許可されています。

そこで代替水源の状況として、奈良俣ダムが平成3年に、また八ッ場ダムも令和2年に完成し、さらに霞ヶ浦導水も令和12年度の完成が見込まれています。これら新たな水源が確保された際には、暫定許可に基づく11本の井戸は廃止せざるを得ず、それに伴う印旛広域水道からの受水量の大幅な増加は、水道料金の急激な値上げをもたらす、市民生活を大きく圧迫する事が予想されます。

さらには、地下水との混合井の建設や送水管の布設など、新たな水道施設の整備費用に数十億円もの事業費が求められ、公営企業としての水道事業経営に大きな負担をもたらすものと予想されます。

### 質問

栗原 直也

暫定井戸の廃止に伴い、水道料金の急激な値上げを受ける地域住民への対応はどうか。  
また新たな施設整備が求められる公営企業に対する支援はどうか。

### 答弁 富沢総合企画部長

暫定井戸、水道料金などに関するご質問ですが、現在四街道市において、暫定井戸の廃止による影響の他、管路更新などの施設整備も含めた長期的な財政収支見直しを作成の上、市の審議会でも料金改定について議論が進められていることを承知しております。

県から市に対しては、施設整備に係る補助制度の活用など、安定給水と健全経営の確保に向けた助言をしているところです。

### 要望

本年2月6日にも、規制区域にある7市2町より「暫定井戸の継続利用と千葉県環境保全条例の見直しに係る要望書」が県に提出されました。その中で述べられているように、近年の気候変動に伴う渇水対策ばかりか、東日本大震災での原発事故による利根川水系での放射能リスクという教訓からは、水道事業の安全性や持続性の観点より、表流水と地下水という性格の異なる複数の水源を確保する事が、県民の命や暮らしを守る為に大変重要と考えます。

また、県条例による印旛地域での地下水の採取規制から既に49年が経過し、暫定井戸による地下水の利用が継続される中での地盤沈下の沈静化や、人口減少による水需要の減少という環境の変化により、環境保全条例の規制の在り方そのものを、再検証すべき時期に来ているものと思われまます。

さらには関東地下水盆の断面的な形態や帯水層での地下水の流動方向、また規制地域での地下水の汲み上げと地盤沈下との因果関係など、まだ十分に解明されていない事象が多く残されており、地下水位や地盤沈下の調査を更に継続すると共に、その検証・評価に基づく地下水汲み上げ規制の再検討が求められるものです。

以上の事より、代替水源の確保に伴う暫定井戸の廃止は条例上避けられないものの、急激な物価高騰下での大幅な水道料金の上昇は、地域住民の暮らしを一層厳しくさせるものです。そこで、環境保全条例の再検証や見直しを求めると共に、その運用においては、暫定井戸の段階的な汲み上げ量の削減や、災害時での水源としての利用、さらにはみなし井戸の継続利用についても確保されるよう求めるものです。



VOLUME 01

2024.3.10 発行

栗原直也事務所

〒284-0001  
千葉県四街道市大日418-3  
アズマエステートビル203

TEL 043-422-8528  
FAX 043-423-7729

✉ azuma708@  
yahoo.co.jp

http://www.kuriharanaoya.com/



千葉県議会議員

# 栗原直也

議会  
報告

令和5年12月6日に県議会議員になり、初めての議会質問をさせていただきました。  
その質問と答弁内容をご報告させていただきます。

## TOPIC 01 地域商業の再生について

地域商業は、地域の小売・飲食・サービスなどの中小規模の事業者や、商店街などにより形成されるもので、単に買物の場としての役割ばかりか、社会的交流の場であると共に、地域社会を守り、地域文化を継承し、地域を支えていく役割も担ってきました。この事から、1973年には中小小売業者の保護を目的とし、百貨店や量販店などの出店調整を行う「大規模小売店舗法」が施行されたものです。

しかし、その後、郊外への大規模ショッピングセンターの進出が増加し、中心市街地の空洞化が新たな課題になると共に、伝統的な地域商業も衰退傾向を示した事から、1998年には「都市計画法」が改正され、さらに大型店の出店規制を大幅に緩和する「大規模小売店舗立地法」や、中心市街地の活性化を目的とした「中心市街地活性化法」など、いわゆる「まちづくり3法」が制定されたものです。

とりわけ、中心市街地活性化法では、TMO構想として「まちづくり会社」などのタウンマネジメント機関に活

性化の役割を求めたものの、法的な裏付けや経営基盤に課題があった事から、その機能を十分果たせず、中心市街地の衰退に歯止めを掛ける事ができませんでした。

その後、中心市街地の活性化策は、商業の活性化から地域課題の解決策へと移り、2009年に制定された「地域商店街活性化法」においても、商店街の公共性や社会的役割が重視された事から、その支援策も、地域コミュニティの担い手支援へと形を変えていきました。

確かに、これからの地域商業には、街づくりのような、地域コミュニティと一体となった活性化の取り組みが必要であり、その中から再生に向けた新たな方向性を見つけ出す事が求められます。しかし、今日では地域商業の衰退は急速に進み、多くの商店街では、社会的・文化的役割を担うだけの体力が残されていません。私の住む四街道市でもコロナ禍からの回復が遅れ、街の魅力を担ってきた商店の廃業が増加した事から、駅周辺の賑わいも失われつつあります。

商店街を軸とした地域商業は、あくまでも経済的機能を基盤とするもので、その弱体化は街づくりを担う機能の喪失へと向かいます。まず早急に求められるべき施策は、地域商業における経済的機能の回復であり、その為のより積極的な経営支援にあると考えます。

**質問** 栗原 直也

地域商業を活性化するため、県はどのように取り組んでいるのか。

**答弁** 熊谷知事

県では住民のニーズ等を踏まえた新たな地域商業活性化の取り組みを支援するため、計画策定や事業実施に向けたアドバイスを行う専門家の無料派遣や、複数の団体が連携して実施するイベント経費への助成などを行っています。これらの支援は既存の商店街だけでなく、地域の商業者が新たにグループを立ち上げて活動する場合も対象となることから、活力ある地域作りを担うリーダーとなる商業者を育成するため、先進的な取り組みを学ぶ講座を実施しております。県として引き続き、商業者による地域の実情に応じた新たな地域商業活性化の取り組みが進むよう、きめ細やかな支援に努めてまいります。

**質問** 栗原 直也

衰退傾向にある地域商業の現状と課題をどのように認識しているのか。

**答弁** 野村商工労働部長

地域商業の担い手である商店街や中小規模の商業者は、経営者の高齢化が進む中、商圈内の人口減少に伴う需要の縮小や、電子商取引の普及等に伴う消費者の購買行動の多様化などの社会経済情勢の変化を受け、大変厳しい状況にあると認識しております。こうした変化に対応するためには、地域の商業者が市町村や商工団体などと連携し、住民のニーズや地域のあり方などについて議論をした上で、空き店舗を活用した交流の場の創設や、文化や町並みなど、地域資源を生かした賑わい作りなど、地域の特徴や魅力を生かした、新たな地域商業活性化の取り組みを進めることが必要と考えております。



四街道駅前から見た商店街

**再質問**

地域商業は、長期に渡る衰退傾向の中でコロナ禍を受け、その回復の困難な地域が数多く残されています。とりわけ商店街では、大型店の出店や空き店舗の増加、さらには商圈人口の減少などによる衰退傾向が続きますが、その本質的な要因には、商店街自体が個店の任意な集合体であり、統一的な経営が困難な事が挙げられます。すなわちマネジメント機能に基づく経営が難しく、本来求められるべきテナントミックスの機能を十分に果たせない事です。

このように一体的な経営が困難な商店街の再生には、かつての中心市街地活性化法でのTMO構想に見られたような、地域商業のマネジメント機能を担う組織として、いわゆる「まちづくり会社」に、経営的機能やネットワーク機能を充実させた、中間支援組織の育成が必要と思われます。

**質問** 栗原 直也

地域商業振興におけるいわゆる「まちづくり会社」のような組織の必要性についてどう考えるか。

**答弁** 野村商工労働部長

地域商業の振興につきましては、一時的には市町村が主体となって商業者を支援していくものというふうに考えて

おりますけれども、それぞれ地域の実情に応じて、商業者が市町村や商工団体などと協力して、新たな中間組織を立ち上げて考えていくということも、有効な手段の一つと考えております。

**要望**

地域商業の衰退は、地域住民の交流機能の低下ばかりか、地域文化や街並みの維持を困難にさせるもので、地域雇用の維持や地域経済の循環、さらには地域の魅力発信など、これまで地域商業が担い続けてきた、街づくりの機能を維持させる為にも、地域商業への支援は急務と言えます。

また、これまで地域商業の振興について、県はあくまでも市町村事業との認識の下、積極的な関与よりも受身としての相談・指導を主としてきましたが、今後の地域商業の再生には、より多くの地域情報に精通した県の役割が強く求められるものです。

まずは地域商業の現状に合わせ、エリア別に市町村に専門家を派遣し、定期的かつ継続的なヒアリングやアドバイスを実施すると共に、国や県の最新の補助事業の情報提供や計画の策定支援などの施策が求められます。また、かつてのTMO構想に対する評価・検証を基にした、まちづくり会社のような中間支援組織の育成・支援も必要と思われます。

それほど地域商業の衰退は深刻であり、より総合的で機動的な支援策を要望致します。

## TOPIC 02 環境保全条例について

千葉県では昭和41年制定の公害防止条例に基づき、地下水の採取規制を行うと共に、届け出制から許可制へと移行しました。その背景には、公害対策基本法から経済発展との調和条項が削除され、地下水の保全対策の導入が大きく影響しています。

さらに、平成7年からは従来の公害防止条例に代えて、環境保全条例が制定された事から、地盤沈下対策としての地下水の採取規制が今日まで継続されているものです。

また地下水学の見地から、南関東の地下堆積層に、豊富な地下水源である関東地下水盆の存在が提唱されると、千葉県を含む広範な地下水盆からの地下水の汲み上げが、南関東一体における地盤沈下の要因と主張され、県内を含めた多くの地域が地下水の採取規制の対象となりました。

この関東地下水盆の存在が推定される沖積層は、かつての河川活動により形成された堆積物により造られた軟弱な地層であり、圧密をほとんど受けていない事から、地下水の汲み上げによる地下水面の低下から収縮し、地盤沈下の原因にもなると考えられています。

しかし関東地下水盆のうち、最も多くの地下水が揚水される下総層群の状況として、2011年と2020年の地下水等値線図の比較結果からは、関東地下水盆のほぼ全域で地下水位の上昇が確認されています。また四街道市での平成30年から令和4年までの5年間の累計沈下量においても、地盤沈下の見られない地域が広く確認されており、この地域での地盤がほぼ安定した状態にあると判断する事も可能です。

**質問** 栗原 直也

地下水採取の規制区域における地盤沈下の状況はどうか。

**答弁** 井上環境生活部長

県では、県内の地盤沈下の状況を把握するため、毎年、地盤変動の調査を実施しており、令和4年の調査結果では、地下水採取規制区域の4割を超える972.7平方kmの面積で、依然として地盤沈下が見られています。

地下水採取規制区域の中でも、印旛地域の一部のみ、令和4年の調査で年間2cm以上の沈下が確認されています。また、5年間の累計で見ても、前5年間には見られなかった10cm以上の沈下が8.2平方kmの範囲で確認されるなど、地盤沈下が継続している状況です。

**質問** 栗原 直也

印旛地域における地下水の汲み上げと地盤沈下の因果関係はどうか。

**答弁** 井上環境生活部長

地盤沈下の主な要因は、過剰な地下水採取により地下水位が低下し、地層中に含まれる水が吸い出されて、地層が収縮することによるものです。

印旛地域の観測地点では、地層の収縮は依然として継続しており、地下水を汲み上げ続けると、さらに地盤沈下が進行する状況となっています。地下水採取による地盤沈下への影響は、汲み上げを行っている場所だけでなく、同じ地層の広い範囲に及ぶため、現状の地下水採取規制を継続することが必要と考えています。